

# 参 考 資 料

（ 所 得 稅 関 係 ）

## 目

## 次

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| ・ 個人所得課税の国際比較 .....                       | 1  |
| ・ G 7 諸国における個人所得課税負担率（対 GDP 比）の国際比較 ..... | 2  |
| ・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較 .....         | 3  |
| ・ 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）－恒久的減税関係－ .....     | 5  |
| ・ 所得税の納税者数（平成12年分） .....                  | 7  |
| ・ 就業者数に占める所得税の納税者数（推計）の割合の推移 .....        | 8  |
| ・ 給与階級別の所得税の非納税者数（民間給与所得者） .....          | 9  |
| ・ 主要国における個人所得税の納税者割合 .....                | 10 |
| ・ 非課税所得 .....                             | 11 |
| ・ 人的控除額の推移（平年分） .....                     | 12 |
| ・ 障害者控除 .....                             | 13 |
| ・ 各国における障害者に対する課税の特例について .....            | 14 |
| ・ 寡婦（寡夫）控除 .....                          | 15 |
| ・ 勤労学生控除 .....                            | 16 |
| ・ 課税単位についての各国の沿革 .....                    | 17 |
| ・ 世帯構成の状況 .....                           | 18 |
| ・ 男女共同参画社会基本法（抄） .....                    | 19 |
| ・ 高齢社会対策の大綱について .....                     | 20 |
| ・ 税制の抜本的見直しについての答申（抄）－特定支出控除関係－ .....     | 21 |
| ・ 主要国における給与所得者を対象とした必要経費申告制度の概要 .....     | 22 |
| ・ 就業の雇用化の進展 .....                         | 24 |
| ・ 雇用形態別雇用者数（役員を除く）の推移 .....               | 25 |
| ・ 雑損控除 .....                              | 26 |

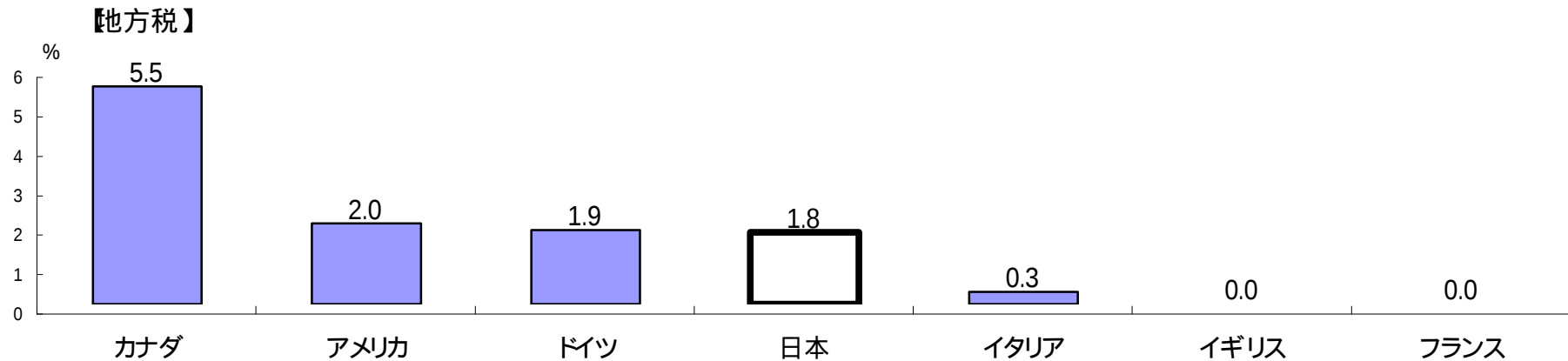
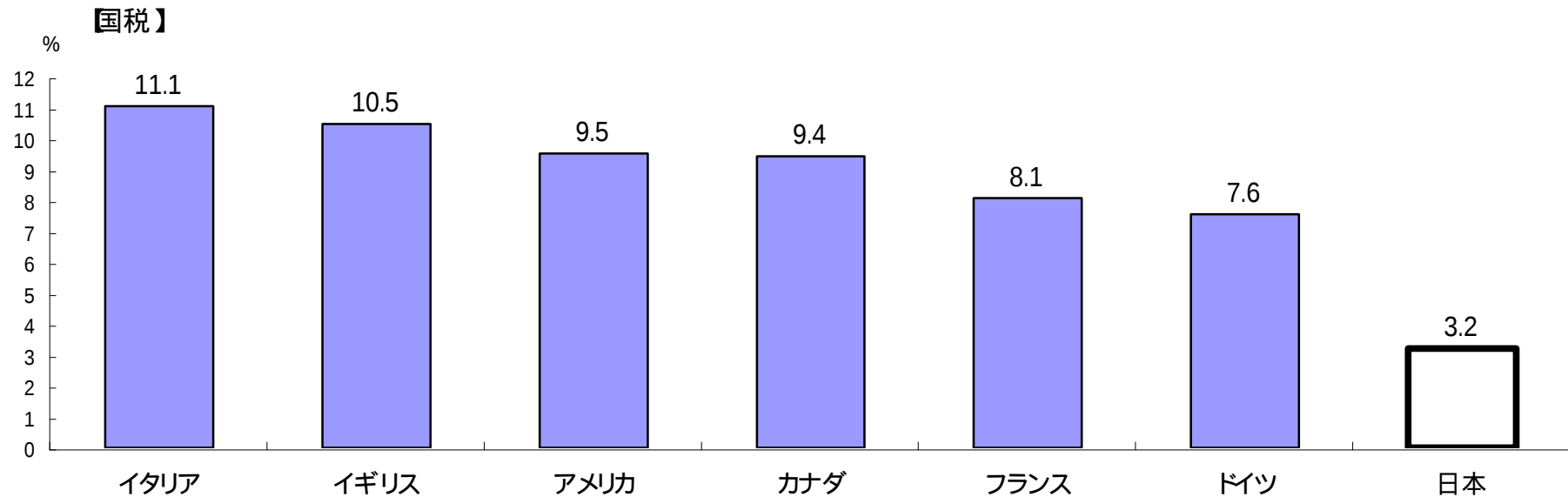
|                          |    |
|--------------------------|----|
| ・ 医療費控除 .....            | 27 |
| ・ 主要国における社会保険料の取扱い ..... | 28 |
| ・ 小規模企業共済等掛金控除 .....     | 29 |
| ・ 生命保険料控除 .....          | 30 |
| ・ 損害保険料控除 .....          | 31 |
| ・ 寄付金控除 .....            | 32 |
| ・ 主要国における寄付金の取扱い .....   | 33 |
| ・ 所得の分類 .....            | 34 |
| ・ 各国における退職金課税 .....      | 35 |
| ・ 公的年金等に係る課税の仕組み .....   | 36 |

## 個人所得課税の国際比較

| 区 分 \ 国 名                                  |                        | 日 本                  |                      | アメリカ                 | イギリス    | ド イ ツ            | フランス    |
|--------------------------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------|------------------|---------|
|                                            |                        | (昭和61年度)             | (平成14年度)             |                      |         |                  |         |
| 国 税 収 入 に 占 め る<br>所得課税収入の割合               |                        | 39.3%                | 32.4%                | 74.5%                | 36.6%   | 38.0%            | 32.7%   |
| 国 民 所 得 に 占 め る<br>所得課税負担割合<br>(地方税を含めた場合) |                        | 6.2%<br>(8.9%)       | 4.3%<br>(6.8%)       | 11.7%<br>(14.2%)     | 13.9%   | 10.2%<br>(12.8%) | 11.2%   |
| 課 税 最 低 限<br>[地方税の課税最低限]                   |                        | 235.7万円<br>[191.2万円] | 384.2万円<br>[325.0万円] | 315.3万円<br>[197.6万円] | 137.8万円 | 383.3万円          | 298.1万円 |
| 税 率                                        | 最 低 税 率                | 10.5%                | 10%                  | 10%                  | 10%     | 20.0%            | 7.5%    |
|                                            | 最 高 税 率<br>[地方税を含めた場合] | 70%<br>[78%]         | 37%<br>[50%]         | 38.6%<br>[49.1%]     | 40%     | 48.5%            | 52.75%  |
| 税 率 の 刻 み 数<br>[地方税の税率の刻み数]                |                        | 15<br>[14]           | 4<br>[3]             | 6<br>[5,4]           | 3       | —                | 6       |

- (備考) 1. 日本の14年度は当初予算ベースであり、61年度の地方税を含めた最高税率は賦課制限適用後の税率である。  
2. 諸外国は2002年1月適用の税法に基づく。諸外国の税収割合及び負担割合は1999年の数値。  
3. 邦貨換算は次のレートによった。1ドル = 122円、1ポンド = 174円、1ユーロ = 108円  
4. 税収割合及び負担割合は、個人所得に課される租税に係るものであり、所得税のほかに、ドイツについては連帯付加税等、フランスについては一般社会税等が含まれている。  
5. 課税最低限は、夫婦子2人(日本は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとし、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。)の給与所得者の場合である。  
6. 税率は、日本については平成11年以降定率減税(所得税:20%、25万円限度、個人住民税:15%、4万円限度)が実施されており、ドイツについては別途、連帯付加税(算出税額の5.5%)が課されている。  
7. アメリカはニューヨーク市の場合であり、州税・市税を含んでいる。税率の刻み数は、州税は5、市税は4である。

## G 7諸国における個人所得課税負担率 (対GDP比) の国際比較



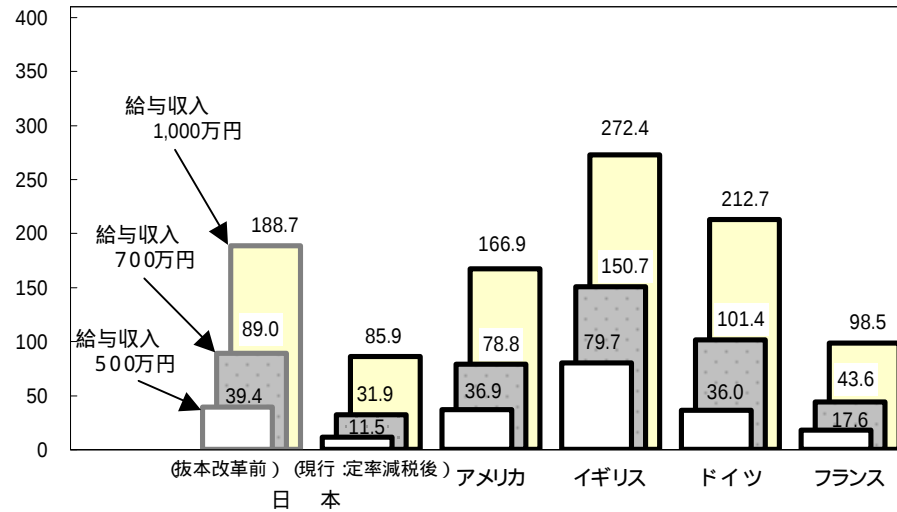
(注) 1. 日本は平成14年度当初予算ベース。日本以外は、1999年の数値 (「Revenue Statistics 1965-2000 (OECD)」及び「National Accounts (OECD)」による)。

2. カナダの地方税は州所得税、アメリカの地方税は州所得税、地方所得税、ドイツの地方税は所得税、営業税、日本の地方税は個人住民税。イギリス、フランスには地方所得課税はない。なお、カナダ、イタリアについては、統計上、個人所得課税又は法人所得課税のいずれにも分類されていないものが含まれている。

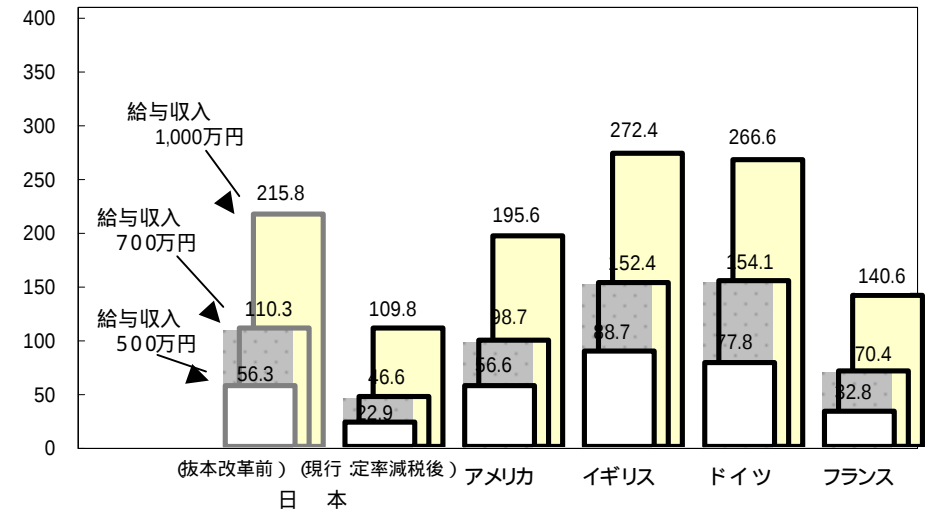
# 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位: 万円)

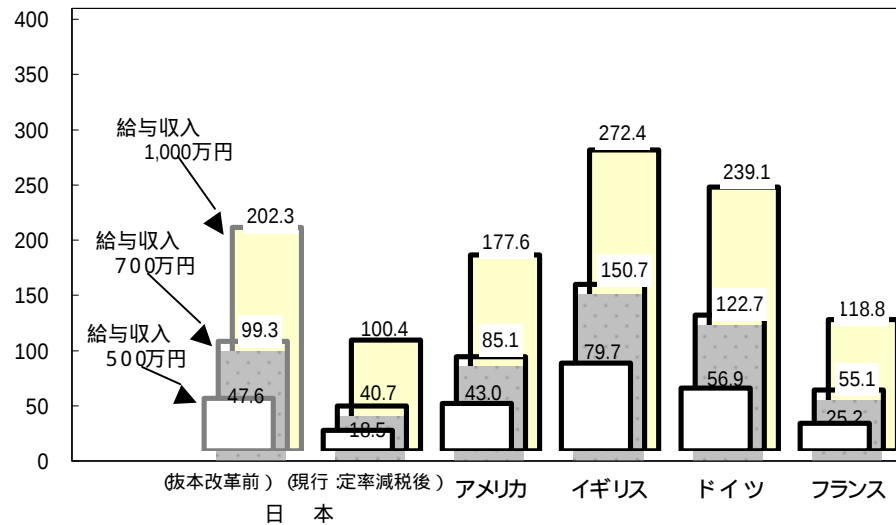
## 夫婦2人



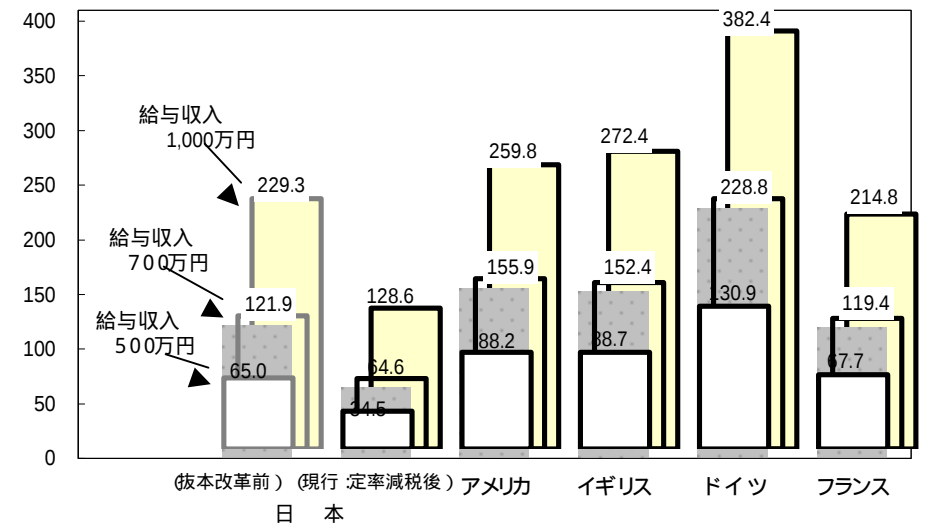
## 夫婦のみ



## 夫婦1人



## 独身

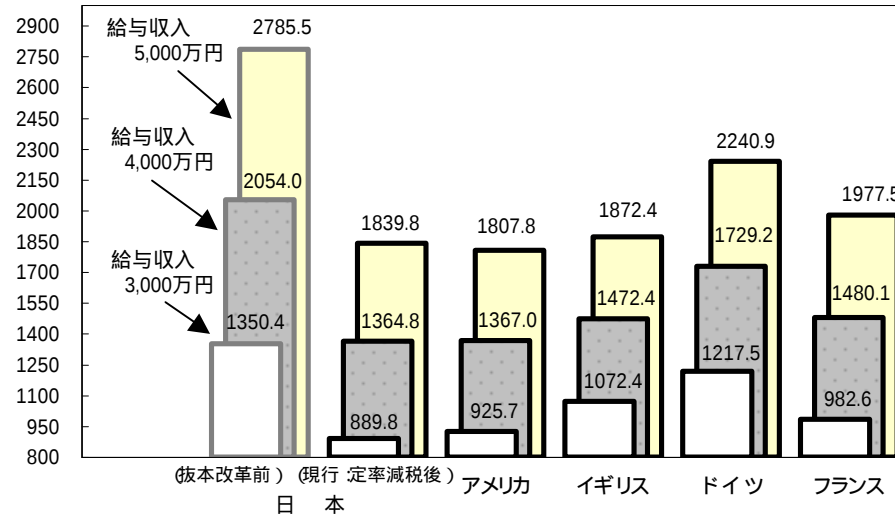


- (注) 1. 日本は夫婦2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。  
 2. アメリカは夫婦1人の場合、その子を、夫婦2人の場合の子のうち1人を17歳未満としている。  
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。  
 4. 諸外国は2002年1月現在。  
 5. 邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成13年6月から11月までの実勢相場の平均値)

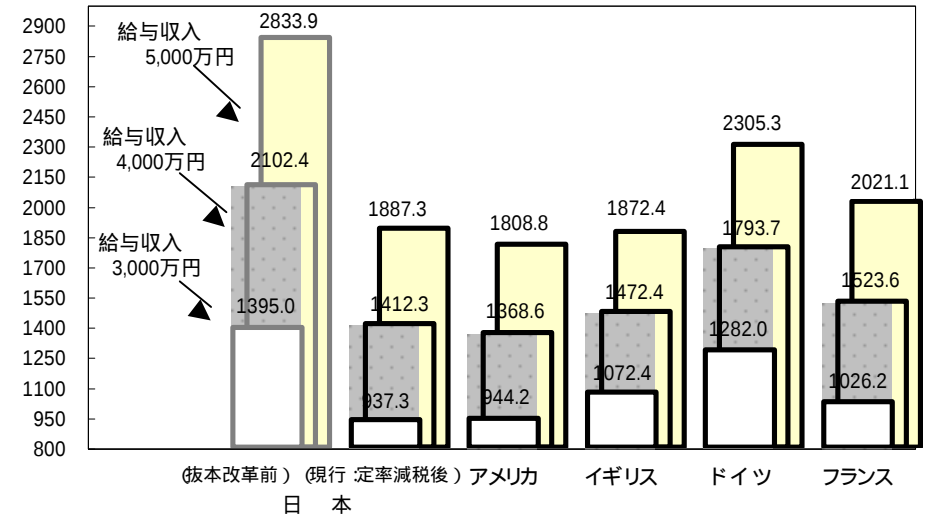
# 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位:万円)

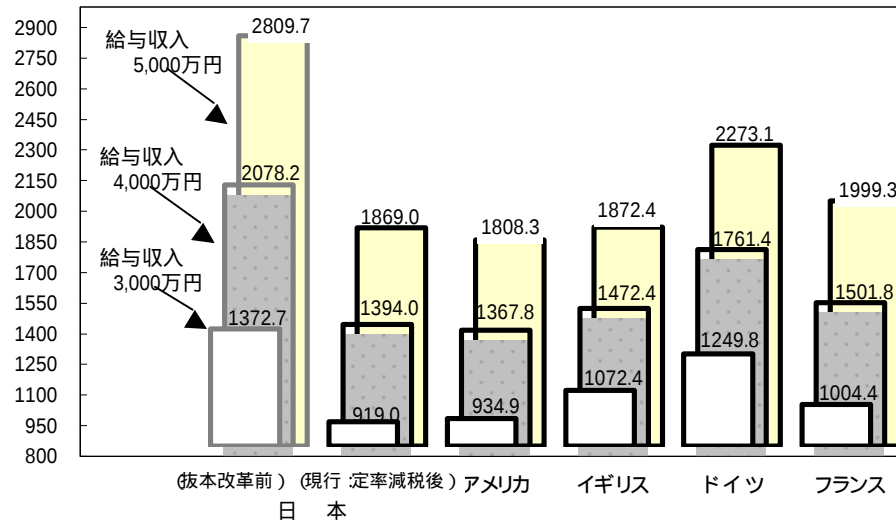
夫婦子2人



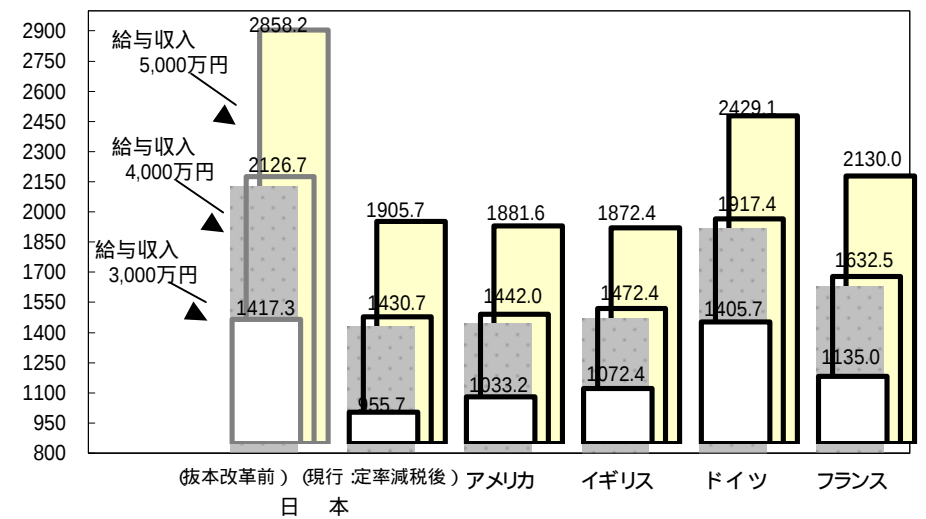
夫婦のみ



夫婦子1人



独身



- (注) 1. 日本は夫婦子2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。  
 2. アメリカは夫婦子1人の場合は、その子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を17歳未満としている。  
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。  
 4. 諸外国は2002年1月現在。  
 5. 邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル = 122円、1ポンド = 174円、1ユーロ = 108円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成13年6月から11月までの実勢相場の平均値)

○ 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）  
（政府税制調査会）（平成10年12月16日）

— 恒 久 的 減 税 関 係 —

二 平成11年度税制改正の諸課題

1 恒久的な減税

(1) 位置づけと具体化に当たっての基本方針

今回の恒久的な減税は、期限を定めずに6兆円超という大規模な減税を行うものであり、全体として景気に最大限配慮したものと位置づけられます。

また、個人所得課税の最高税率については、当調査会の累次の答申において、課税ベースの拡大や他の税目による財源の確保を検討しながら、50%程度へ引き下げることが適当であるとされてきました。

（中略）

以上のような点を踏まえれば、今回の減税のうち、個人所得課税の最高税率及び法人課税の実効税率の国際水準並みへの引下げは、将来の税制の抜本的改革を一部先取りしたものであり、将来の抜本的改革へのいわば“架け橋”としていかなければならないものと考えます。

（中略）

(3) 個人所得課税

イ 最高税率の引下げ

最高税率については、所得税37%、個人住民税13%、国税・地方税あわせて50%に引き下げられ、税率の刻みの数は、所得税は10%、20%、30%、37%の4段階（現行10%、20%、30%、40%、50%の5段階）、個人住民税は5%、10%、13%の3段階（現行5%、10%、15%の3段階）となりました。これにより、勤労意欲、事業意欲の維持・向上の観点、個人所得課税と法人課税の税率バランス等の観点から、累次の答申で指摘されていた最高税率の引下げという所得税制の抜本的改革の一部が実現したこととなります。最高税率の引下げは、本来、諸控除等課税ベースや資産性所得課税の見直し、納税者番号制度の検討などの抜本的改革の一環として実施すべきものと考えますが、現在の景気状況を考えれば、課税ベースの見直しなどは今後の課題と位置づけられます。

## □ 定率減税

平成10年（度）の特別減税では、昨秋以降の景気の急速な悪化を踏まえできるだけ早期に減税の効果を発揮させるため、1年限りの方式として定額方式が採用されました。

この減税方式は、結果的に低所得者層に手厚い減税となりますが、平成10年（度）の課税最低限（夫婦子2人、子のうち1人は16～22歳の給与所得者の場合）は、所得税でみると特別減税前 361万円が 491万円に、個人住民税では特別減税前 303万円が 427万円にまで上昇し、納税者が大幅に減少することとなりました。また、減税額が所得の多寡と無関係に世帯人員等によって決まるという点で所得税制にふさわしくない減税方式になっているとの意見がありました。

社会の構成員でそれぞれの経済力に応じて広く公平に負担しあう所得税の基幹税としてのあり方や、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分任するという住民税の性格に照らせば、個人所得課税の納税者が大幅に減るような形での減税は基本的に望ましくありません。

仮に、あらゆる所得階層において平成10年（度）よりも11年（度）において税負担が増加しないようにするためには、定額方式の減税を継続するほかありませんが、平成11年（度）以降の減税は、恒久的なものであり、本年（度）のようないびつな姿を恒久化させないようにする観点から、その継続は適当ではありません。

また、税率構造は、諸控除等の課税ベースや課税方式と相まって、課税の基本構造を構成していることから、個人所得課税のあり方を考える場合、課税ベース等の見直しを行わない今回の恒久的な減税において、税率構造だけを切り離して見直しを行うことは適当ではありません。

これに対し、定率方式の減税は、あらゆる所得階層に対して滑らかな税負担軽減とすることができ、納税者間の税負担のバランスを崩さない等の長所を有しています。したがって、今回の減税を将来の抜本的改革への“架け橋”としていく観点から、以上のような長所を有する定率方式を採用することが適当です。

また、定率方式を採用することにより、特別減税前の課税最低限の水準（平成11年（度）：所得税 361万円、個人住民税 306万円）を維持することが可能となります。さらに、定率方式の控除額に頭打ちを設け、控除率をある程度大きくすることにより、中堅所得者層に配慮した形の減税が可能となります。

なお、定率方式を採用することにより、平成11年（度）の減税額が10年（度）よりも減少する所得階層が生じることとなりますが、1年限りで打ち切られる、文字通り「特別」な減税と、「恒久的」に効果が持続する減税とを単純に比較することは適当ではありません。また、わが国の個人所得課税は、高い課税最低限と低い最低税率により、諸外国に比べて低所得者の負担が相当低いものとなっていることに留意すべきです。

（参考）抜本改革等による個人所得課税の負担軽減

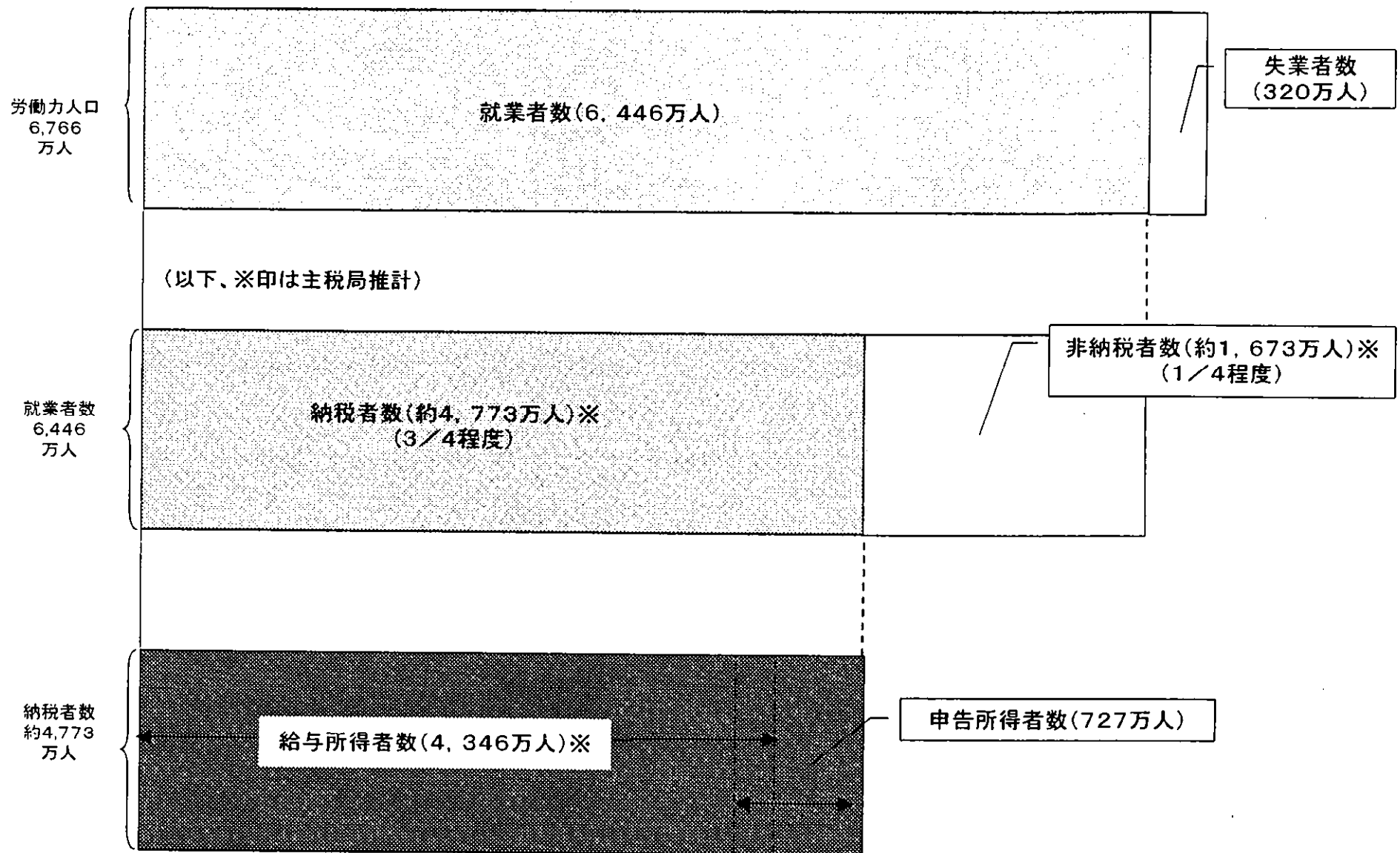
負担割合（夫婦子2人の給与所得者の例）

昭和62年9月改正前 8.6 %（平均給与528 万円、税額45.2万円）

恒久的な減税後 5.4 %（平均給与705 万円、税額38.3万円）

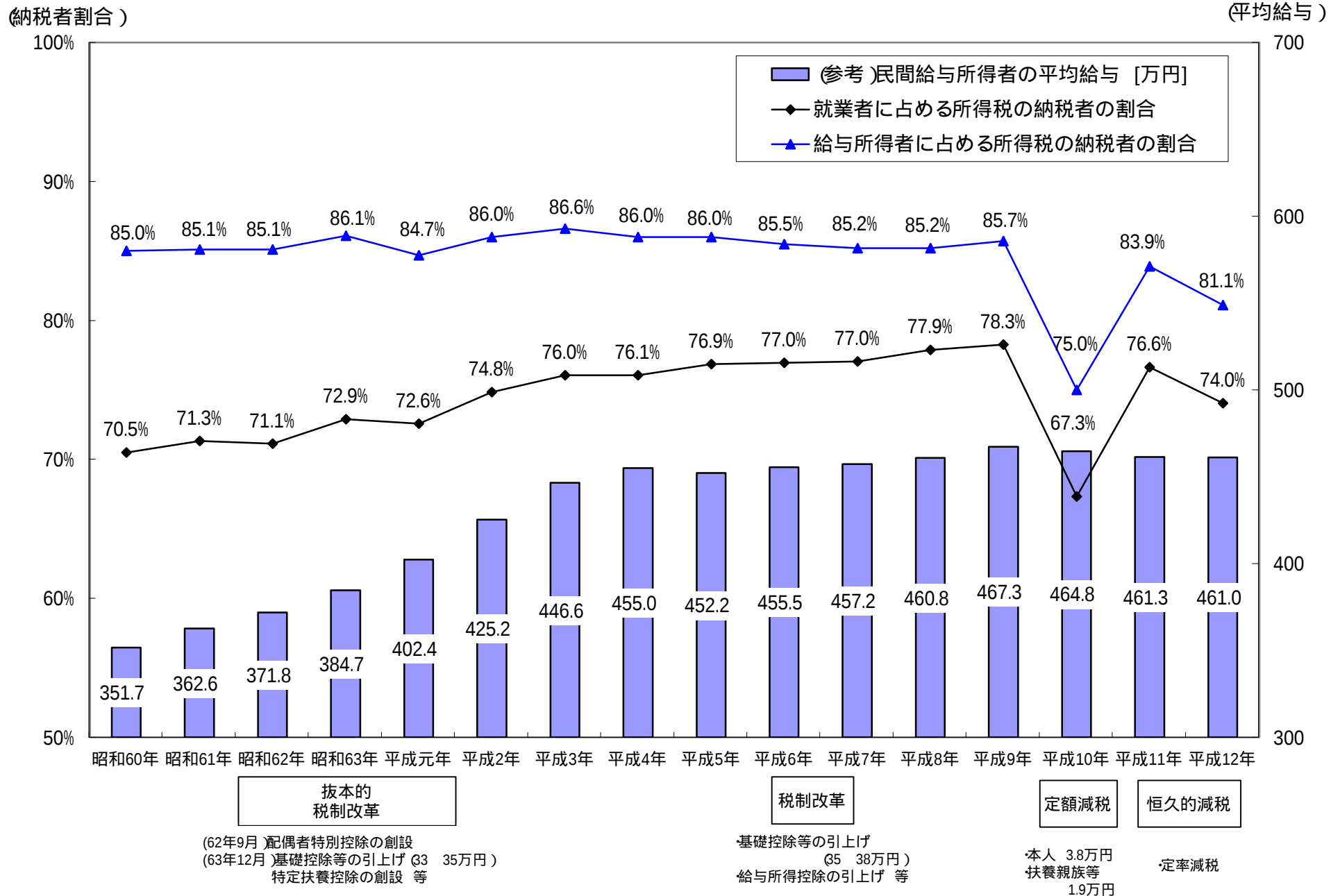
# 所得税の納税者数(平成12年分)

未定稿

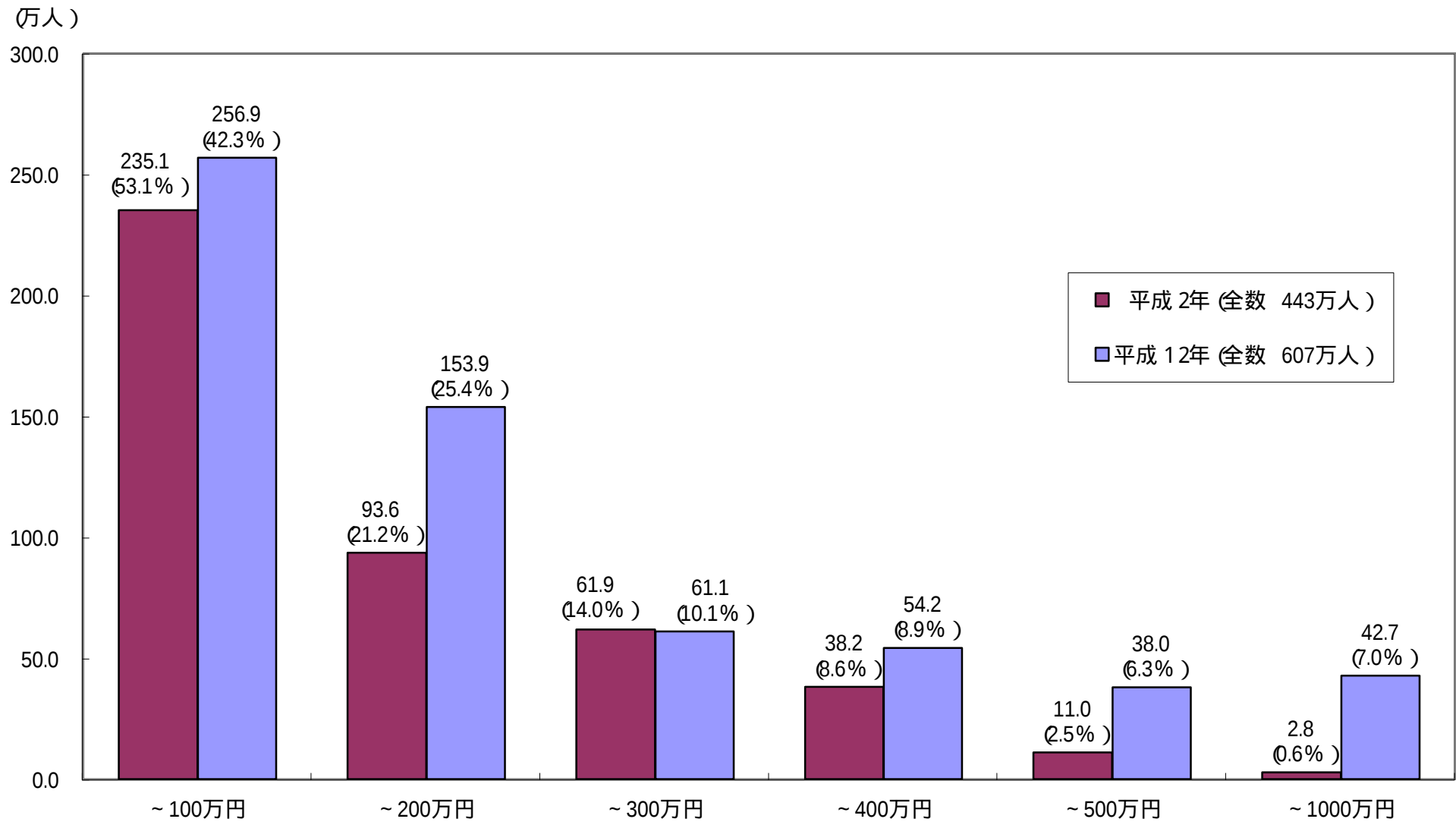


- (備考) 1. 就業者数等は、「平成12年 労働力調査年報」(総務省)による。  
 2. 納税者数は、給与所得者(納税者)と申告所得者(納税者)の合計から、重複分として、申告納税者のうち給与所得に対する源泉徴収をされた者を控除して計算した。  
 3. 給与所得者(納税者)は、「平成12年分 民間給与の実態」(国税庁)及び源泉所得税の課税実績から推計した。  
 4. 申告所得者(納税者)は、「平成12年分 申告所得税の実態」(国税庁)による。

# 就業者数に占める所得税の納税者数 (推計) の割合の推移



# 給与階級別の所得税の非納税者数 (民間給与所得者)



(備考) 民間給与の実態(1年を通じて勤務した者) (平成2年、12年)による。  
 ( )内は非納税者(1年を通じて勤務した者)全体に占める各階級別の構成比

(未定稿)

## 主要国における個人所得税の納税者割合

|                 | 日 本<br>(2000年) | イギリス<br>(1999年) | カナダ<br>(1999年) |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 課税単位            | 個人単位           | 個人単位            | 個人単位           |
| 就業者数に占める納税者数の割合 | 74%程度          | 80%程度           | 80%程度          |
| 就業者数            | 6,446万人        | 2,756万人         | 1,453万人        |
| 就業者に占める納税者数     | 約4,773万人       | 2,211万人         | 1,152万人        |
| (参考)総人口         | 1億2,693万人      | 5,950万人         | 3,049万人        |

(出所)各国税務統計等

(注)アメリカ、フランス、ドイツについては、個人単位課税ではないため、就業者数に占める納税者数の割合が算定できる統計は存在しない。

## 非 課 税 所 得

### 【所得税法の規定による主なもの】

- ・ 年1%を超えない当座預金の利子
- ・ こども銀行の預貯金の利子等
- ・ 増加恩給、傷病賜金等のような特定の恩給及び年金等
- ・ 給与所得者が受ける出張旅費、赴任旅費又はその遺族が受ける帰郷旅費等でその旅行について通常必要であると認められるもの
- ・ 通勤者がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分（最高月額10万円）
- ・ 給与所得者がその使用者から受ける金銭以外の物（経済的利益を含む。）でその職務の性質上欠くことのできないもの
- ・ 国外で勤務する居住者の受ける在勤手当
- ・ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関で勤務する者がその勤務により受ける給与等
- ・ 自己又はその親族が生活の用に供する家具、じゅう器、衣服その他の資産の譲渡による所得
- ・ 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続等による資産の譲渡による所得
- ・ オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払戻しに相当する部分
- ・ 皇室経済法の規定により受ける内廷費、皇族費
- ・ ノーベル賞、文化功労者年金、日本学士院賞その他学術又は芸術に関する顕著な貢献を表彰するものとして交付される金品等で財務大臣が指定するもの
- ・ 学資金（給与その他対価たる性質を有するものを除く）及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するために給付される金品
- ・ 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの
- ・ 損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するもの（事業所得等の収入に代わる性質を有するものを除く）

- ・ 選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し法人からの贈与により取得した金銭等で公職選挙法の規定により報告がされたもの
- ・ 老人等（障害者等）の郵便貯金の利子所得
- ・ 老人等（障害者等）の少額預金等の利子所得

### 【租税特別措置法の規定による主なもの】

- ・ 老人等（障害者等）の少額公債の利子
- ・ 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等
- ・ 納税準備預金の利子
- ・ 非居住者の受け取る一括登録国債の利子
- ・ 非居住者の受け取る民間国外債の利子・発行差金
- ・ 非居住者の受け取る特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子
- ・ 給与所得者等が、その使用者等から無利息又は低い利息で住宅資金の貸付を受けた場合の経済的利益
- ・ 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益
- ・ 公社債等の譲渡等による所得
- ・ 国等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等
- ・ 国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得
- ・ 物納による譲渡所得等
- ・ オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品等

### 【その他の法令の規定による主なもの】

- ・ 納税貯蓄組合預金の利子
- ・ 健康保険の保険給付
- ・ 厚生年金保険の保険給付（老齢厚生年金等は課税）
- ・ 国民年金法の規定により支給を受ける給付（老齢基礎年金等は課税）
- ・ 雇用保険の保険給付
- ・ 生活保護の給付、児童福祉法の規定による支給金品
- ・ 警察官、海上保安官に協力援助した者等の災害給付 ほか

人的控除額の推移（平年分）

| 区 分   | 基礎控除  | 配 偶 者<br>控 除 | 老人配偶者<br>控 除 | 配 偶 者<br>特別控除   | 扶養控除                         | 特 定<br>扶 養<br>控 除 | 年 少<br>扶 養<br>控 除 | 老人扶養控除       |              | 同居特別<br>障害者扶養<br>(配偶者)<br>控 除 | 障 害 者 控 除     |              | 老年者控除         | 寡 婦 控 除       |              | 寡 夫<br>控 除   | 勤労学生<br>控 除   |
|-------|-------|--------------|--------------|-----------------|------------------------------|-------------------|-------------------|--------------|--------------|-------------------------------|---------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|
|       |       |              |              |                 |                              |                   |                   | 一 般          | 同居老親等        |                               | 一 般           | 特 別          |               | 一 般           | 母子家庭         |              |               |
| 昭和 年  |       |              | (52年創設)      | (62年創設)         |                              | (元年創設)            | (11年創設)           | (47年創設)      | (54年創設)      | (57年創設)                       | (25年創設)       | (43年創設)      | (26年創設)       | (26年創設)       | (元年創設)       | (56年創設)      | (26年創設)       |
| 40    | 13万円  | 12万円         |              |                 | 13歳以上<br>6万円<br>13歳未満<br>5万円 |                   |                   |              |              |                               | (税額控除)<br>6千円 |              | (税額控除)<br>6千円 | (税額控除)<br>6千円 |              |              | (税額控除)<br>6千円 |
| 41    | 14    | 13           |              |                 | 6                            |                   |                   |              |              |                               | "             |              | "             | "             |              |              | "             |
| 42    | 15    | 15           |              |                 | 7                            |                   |                   |              |              |                               | (所得控除)<br>7万円 |              | (所得控除)<br>7万円 | (所得控除)<br>7万円 |              |              | (所得控除)<br>7万円 |
| 43    | 16    | 16           |              |                 | 8                            |                   |                   |              |              |                               | 8             | (創設)<br>12万円 | 8             | 8             |              |              | 8             |
| 44    | 17    | 17           |              |                 | 10                           |                   |                   |              |              |                               | 9             | 13           | 9             | 9             |              |              | 9             |
| 45    | 18    | 18           |              |                 | 12                           |                   |                   |              |              |                               | 10            | 14           | 10            | 10            |              |              | 10            |
| 46    | 20    | 20           |              |                 | 14                           |                   |                   |              |              |                               | 12            | 16           | 12            | 12            |              |              | 12            |
| 47    | "     | "            |              |                 | "                            |                   |                   | (創設)<br>16万円 |              |                               | "             | "            | "             | "             |              |              | "             |
| 48    | 21    | 21           |              |                 | 16                           |                   |                   | 19           |              |                               | 13            | 19           | 13            | 13            |              |              | 13            |
| 49    | 24    | 24           |              |                 | 24                           |                   |                   | 28           |              |                               | 16            | 24           | 16            | 16            |              |              | 16            |
| 50・51 | 26    | 26           |              |                 | 26                           |                   |                   | 32           |              |                               | 20            | 28           | 20            | 20            |              |              | 20            |
| 52・53 | 29    | 29           | (創設)<br>35万円 |                 | 29                           |                   |                   | 35           |              |                               | 23            | 31           | 23            | 23            |              |              | 23            |
| 54・55 | "     | "            | "            |                 | "                            |                   |                   | "            | (創設)<br>40万円 |                               | "             | "            | "             | "             |              |              | "             |
| 56    | "     | "            | "            |                 | "                            |                   |                   | "            | "            |                               | "             | "            | "             | "             |              | (創設)<br>23万円 | "             |
| 57    | "     | "            | "            |                 | "                            |                   |                   | "            | "            | (創設)<br>34万円                  | "             | "            | "             | "             |              | "            | "             |
| 58    | (30)" | (30)"        | (36)"        |                 | (30)"                        |                   |                   | (36)"        | (41)"        | (35)"                         | "             | "            | "             | "             |              | "            | "             |
| 59    | 33    | 33           | 39           |                 | 33                           |                   |                   | 39           | 46           | 40                            | 25            | 33           | 25            | 25            |              | 25           | 25            |
| 60・61 | "     | "            | "            |                 | "                            |                   |                   | "            | "            | 47、                           | "             | "            | "             | "             |              | "            | "             |
| 62    | "     | (38)"        | (44)"        | (創設)<br>11.25万円 | "                            |                   |                   | "            | "            | (52)"                         | "             | "            | "             | "             |              | "            | "             |
| 63    | "     | "            | "            | 16.5            | "                            |                   |                   | "            | "            | "                             | "             | "            | 50            | "             |              | "            | "             |
| 平成元～4 | 35    | 35           | 45           | 35              | 35                           | (創設)<br>45万円      |                   | 45           | 55           | 65                            | 27            | 35           | "             | 27            | (創設)<br>35万円 | 27           | 27            |
| 5・6   | "     | "            | "            | "               | "                            | 50                |                   | "            | "            | "                             | "             | "            | "             | "             | "            | "            | "             |
| 7～9   | 38    | 38           | 48           | 38              | 38                           | 53                |                   | 48           | 58           | 68                            | "             | "            | "             | "             | "            | "            | "             |
| 10    | "     | "            | "            | "               | "                            | 58                |                   | "            | "            | 73                            | "             | 40           | "             | "             | "            | "            | "             |
| 11    | "     | "            | "            | "               | "                            | 63                | (創設)<br>48万円      | "            | "            | "                             | "             | "            | "             | "             | "            | "            | "             |
| 12～   | "     | "            | "            | "               | "                            | "                 | (加算廃止)            | "            | "            | "                             | "             | "            | "             | "             | "            | "            | "             |

(備考) 1. 昭和58年の( )書は、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」適用後のものである。

2. 昭和62年の( )書は、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」適用後のものである。

障害者控除

1 制度の概要

納税者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には、次の金額が「障害者控除」として所得控除できる。

|                  |      |
|------------------|------|
| 一般の障害者の場合 1 人につき | 27万円 |
| 特別障害者の場合 1 人につき  | 40万円 |

(注1) 障害者の範囲

- (イ) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者
- (ロ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (ハ) 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (ニ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (ホ) 原子爆弾被爆者のうち、その負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている者
- (ヘ) 以上に掲げる者の他、常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- (ト) 以上の他、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が(イ)又は(ハ)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

(注2) 特別障害者の範囲

- (a) 上記(イ)により障害者とされる者のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者及び重度の知的障害者と判定された者

- (b) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている者
- (c) 身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者
- (d) 戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項症までである者と記載されている者
- (e) 上記(ホ)又は(ハ)により障害者とされる者
- (f) 上記(ト)の者のうち、(a)又は(c)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

2 障害者控除の沿革

| 区分    | 障害者控除         | 特別障害者控除   |
|-------|---------------|-----------|
|       | (昭和25年創設)     |           |
| 昭和25年 | 所得控除 1万2,000円 |           |
| 26年   | 〃 1万5,000円    |           |
| 27年   | 税額控除 4,000円   |           |
| 30年   | 〃 5,000円      |           |
| 37年   | 〃 6,000円      |           |
| 42年   | 所得控除 7万円      | (昭和43年創設) |
| 43年   | 〃 8万円         | 所得控除 12万円 |
| 44年   | 〃 9万円         | 〃 13万円    |
| 45年   | 〃 10万円        | 〃 14万円    |
| 46年   | 〃 12万円        | 〃 16万円    |
| 48年   | 〃 13万円        | 〃 19万円    |
| 49年   | 〃 16万円        | 〃 24万円    |
| 50年   | 〃 20万円        | 〃 28万円    |
| 52年   | 〃 23万円        | 〃 31万円    |
| 59年   | 〃 25万円        | 〃 33万円    |
| 平成元年  | 〃 27万円        | 〃 35万円    |
| 10年   | 〃 〃           | 〃 40万円    |

## 各国における障害者に対する課税の特例について

|           | 日本                                                                                                                                                                          | アメリカ                                                                                                                                    | イギリス                                                                                                                                  | ドイツ                                                                                                                                                                 | フランス                                                                                                                                                                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本人に対する取扱い | <p>・ 本人が障害者である場合は270,000円、特別障害者である場合は400,000円の所得控除が認められる。</p>                                                                                                               | <p>・ 視力障害者<br/>既婚者の場合900ドル（109,800円）、独身者の場合1,150ドル（140,300円）の概算控除の積み増しが認められる。</p> <p>・ 永久完全障害者<br/>所得に応じて、最大5,000ドル×15%の税額控除が認められる。</p> | <p>・ 視力障害者<br/>1,450ポンド（252,300円）の所得控除が認められる。但し、引き切れない控除額については、同居の配偶者の所得から控除できる。</p> <p>（注）障害者給付を受けている低所得の勤労者については、障害者税額控除が認められる。</p> | <p>・ 身体の障害により職業能力が25%以上阻害されている者<br/>阻害の程度に応じて310ユーロ（33,480円）から1,420ユーロ（153,360円）までの概算控除が認められる。</p> <p>・ 視力障害者、長期の保護を要する身体障害者<br/>3,700ユーロ（399,600円）の概算控除が認められる。</p> | <p>・ 障害者<br/>純所得額が9,790ユーロ（1,057,320円）以下の者については、1,590ユーロ（171,720円）、9,790ユーロ超15,820ユーロ（1,708,560円）以下の者については795ユーロ（85,860円）の障害者控除、及び家族控除の加算（障害者一人につき通常の家族除数に0.5を加算）が認められる。</p> |
| 家族に対する取扱い | <p>・ 控除対象配偶者又は扶養親族が（特別）障害者である場合<br/>同上</p> <p>・ 控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、本人又は本人の配偶者若しくは生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている者（同居特別障害者）である場合<br/>配偶者控除又は扶養控除の額に350,000円の加算が認められる。</p> |                                                                                                                                         |                                                                                                                                       | <p>・ 扶養子女が身体障害者である者<br/>一定の要件の下で、一人あたり5,808ユーロの控除が認められる。</p>                                                                                                        | <p>・ 配偶者・扶養子女が障害者証明書の交付を受けている者<br/>家族除数の加算（障害者一人につき通常の家族除数に0.5を加算）が認められる。</p>                                                                                                |

（備考）為替レートは、1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成13年6月から11月までの実勢相場の平均値）。

寡婦（寡夫）控除

1 制度の概要

納税者が寡婦又は寡夫であるときは次の金額が「寡婦（寡夫）控除」として所得控除できる。

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 通常の場合   | 27万円            |
| 特別加算の場合 | 35万円<br>(8万円加算) |

(注) 寡婦と寡夫 適用要件の比較

|                          |    | 寡 婦 の 要 件                                            |                                                        | 寡夫の要件                                                  |
|--------------------------|----|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
|                          |    | 通常の場合                                                | 特別加算の場合                                                |                                                        |
| 共 通                      |    | ・ 老年者に該当しないこと<br>・ 死別若しくは離婚した後婚姻していないこと<br>又は生死不明の場合 |                                                        |                                                        |
| ○ 扶養親族<br>がいる場合          |    | ・ 扶養親族を有<br>すること                                     | ・ 扶養親族である<br>子を有する<br>こと<br>・ 年所得が500<br>万円以下である<br>こと | ・ 扶養親族である<br>子を有する<br>こと<br>・ 年所得が500<br>万円以下である<br>こと |
| ○ 扶養<br>親族が<br>いない<br>場合 | 死別 | ・ 年所得が500<br>万円以下である<br>こと                           |                                                        |                                                        |
|                          | 離婚 |                                                      |                                                        |                                                        |

2 寡婦（寡夫）控除の沿革

| 区分    | 寡 婦 控 除                   |           | 寡 夫 控 除   |
|-------|---------------------------|-----------|-----------|
|       | 通常の場合                     | 特別加算の場合   |           |
| 昭和26年 | (昭和26年創設)<br>所得控除 15,000円 |           |           |
| 27年   | 税額控除 4,000円               |           |           |
| 30年   | ” 5,000円                  |           |           |
| 37年   | ” 6,000円                  |           |           |
| 42年   | 所得控除 7万円                  |           |           |
| 43年   | ” 8万円                     |           |           |
| 44年   | ” 9万円                     |           |           |
| 45年   | ” 10万円                    |           |           |
| 46年   | ” 12万円                    |           |           |
| 48年   | ” 13万円                    |           |           |
| 49年   | ” 16万円                    |           |           |
| 50年   | ” 20万円                    |           |           |
| 52年   | ” 23万円                    |           | (昭和56年創設) |
| 56年   | ” 23万円                    |           | 所得控除 23万円 |
| 59年   | ” 25万円                    | (平成元年創設)  | ” 25万円    |
| 元年    | ” 27万円                    | 所得控除 35万円 | ” 27万円    |

# 勤労学生控除

## 1 制度の概要

本人が勤労学生に該当する場合には、27万円 を「勤労学生控除」として所得控除できる。

(注) 勤労学生の範囲

次の(1)～(3)に該当する者で、自己の給与所得等があり、かつ合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の者

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒、児童
- (2) 専修学校、各種学校の生徒で以下の課程を履修する者

専修学校、各種学校の範囲

国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、労働福祉事業団、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、公益法人、農業協同組合連合会、医療法人の設置したもの

### ① 専修学校の高等過程及び専門課程の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間1年以上
- ・ 1年の授業時間数が800時間以上(夜間その他特別な時間において授業を行う場合は1年450時間以上かつ修業期間を通じて800時間以上)
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

### ② 専修学校の一般課程、各種学校の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間(普通科、専攻科等の区別された各課程の修業期間が1年以上であって一の課程が他の課程に継続する場合はこれらを通算した期間)が2年以上
- ・ 1年の授業時間数(普通科、専攻科等の区別された課程がある場合、各課程の授業時間数)が680時間以上
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

### (3) 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で以下の課程を履修する者

上記専修学校の一般課程、各種学校と同じ内容

## 2 勤労学生控除の沿革

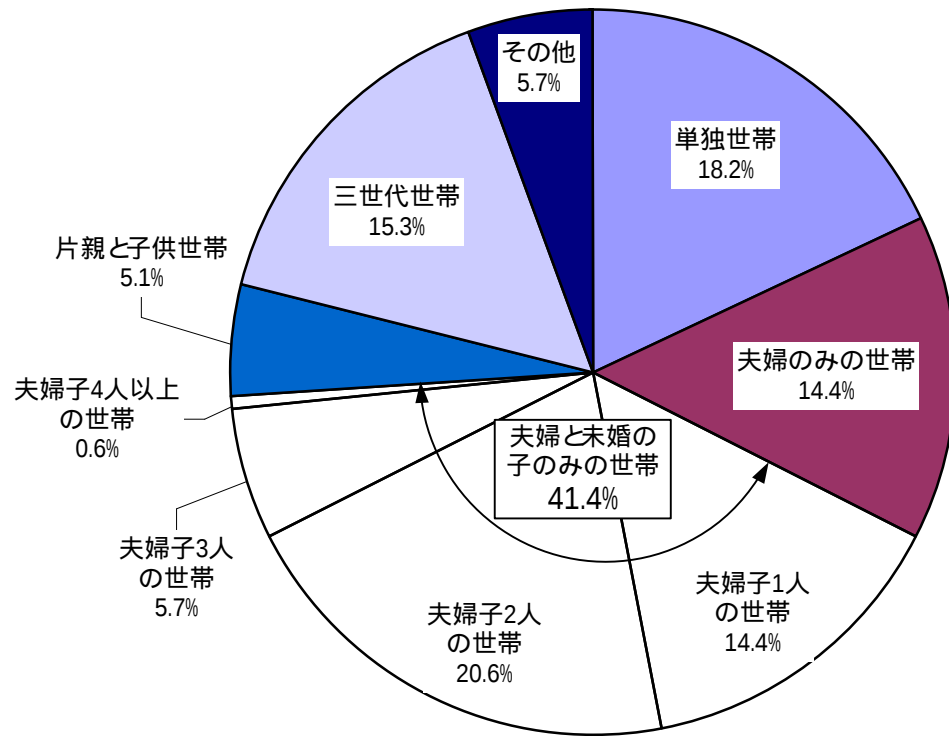
| 区分    | 勤労学生控除額      | 区分  | 勤労学生控除額   |
|-------|--------------|-----|-----------|
|       | (昭和26年創設)    | 45年 | 所得控除 10万円 |
| 昭和26年 | 所得控除 15,000円 | 46年 | 〃 12万円    |
| 27年   | 税額控除 4,000円  | 48年 | 〃 13万円    |
| 30年   | 〃 5,000円     | 49年 | 〃 16万円    |
| 37年   | 〃 6,000円     | 50年 | 〃 20万円    |
| 42年   | 所得控除 7万円     | 52年 | 〃 23万円    |
| 43年   | 〃 8万円        | 59年 | 〃 25万円    |
| 44年   | 〃 9万円        | 元年  | 〃 27万円    |

課税単位についての各国の沿革（未定稿）

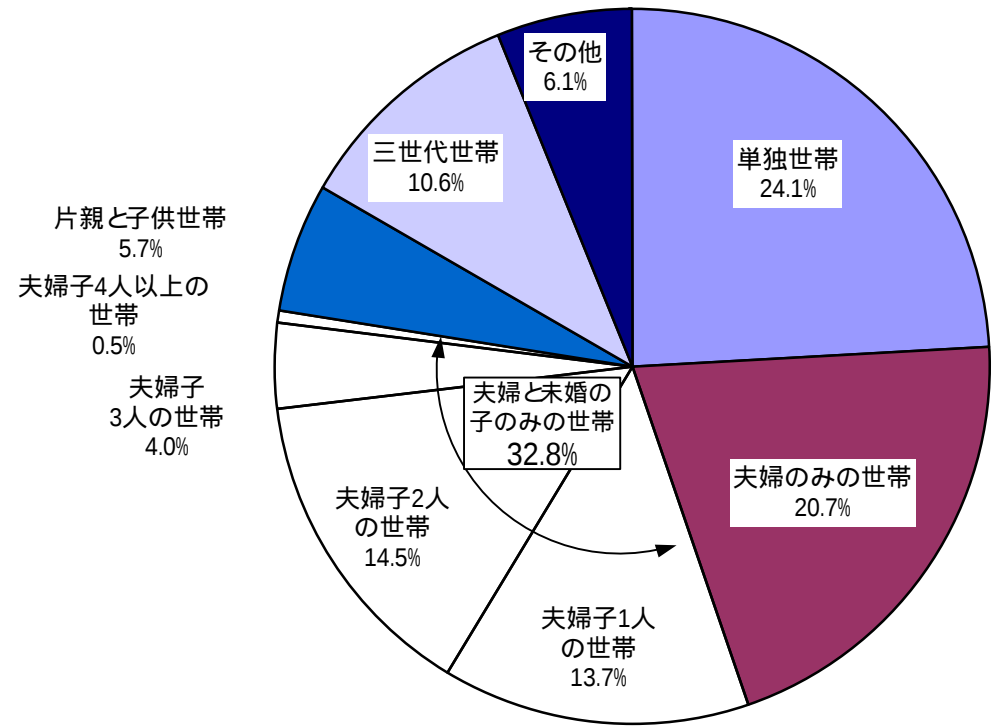
|         | 日 本                                                                                                                                                                                                                             | ア メ リ カ                                                                                                                                                                                                    | イ ギ リ ス                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ド イ ツ                                                                                                                                                                                                                                         | フ ラ ン ス                                                                                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現在の課税単位 | 個人単位                                                                                                                                                                                                                            | 個人単位又は夫婦単位<br>個人単位 } の選択<br>二分二乗 } (複数税率表)                                                                                                                                                                 | 個人単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 個人単位又は夫婦単位<br>個人単位 } の選択<br>二分二乗 } (単一税率表)                                                                                                                                                                                                    | 夫婦及び子供(家族)単位<br>n分n乗                                                                                                                                                                  |
| 民法上の考え方 | 夫婦別産制                                                                                                                                                                                                                           | 財産制度は各州で異なる<br>アングロサクソンの州 — 別産制<br>ラテン系の州 — 共有財産制                                                                                                                                                          | 夫婦別産制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 原則別産制<br>(財産管理は独立、財産全体の処分は他方の同意必要)                                                                                                                                                                                                            | 法定共通制<br>(夫婦双方の共通財産と特有財産が併存)                                                                                                                                                          |
| 沿革      | <p>1887年<br/>・所得税創設<br/>(世帯単位合算非分割主義)</p> <p>1950年<br/>・個人単位主義を採用<br/>・資産所得等の合算制度<br/>資産所得合算(翌年廃止)<br/>専従者給与の事業者への合算<br/>扶養控除を受ける親族の所得の合算(翌年廃止)</p> <p>1957年<br/>・一定の高額所得者に限り資産所得合算復活<br/>1989年廃止</p> <p>1961年<br/>・配偶者控除新設</p> | <p>1913年<br/>・所得税創設<br/>(個人単位主義)</p> <p>1948年<br/>・二分二乗方式の選択的採用</p> <p>1951年<br/>・独身世帯主用税率表を新設</p> <p>1969年(1971年実施)<br/>・独身者用税率表を新設<br/>・共同申告書を提出する夫婦用税率表を新設</p> <p>1981年<br/>・共稼ぎ控除制度を新設<br/>1987年廃止</p> | <p>1799年<br/>・所得税創設<br/>(夫婦単位合算非分割主義)</p> <p>1914年<br/>・夫・妻各々が分離査定を選択しうる制度を採用</p> <p>1920年<br/>・妻のための勤労所得特別控除制度新設</p> <p>1968年<br/>・子女の投資所得の合算制度を導入<br/>1972年廃止</p> <p>1971年(1972年実施)<br/>・妻の勤労所得の分離課税の選択的採用</p> <p>1988年(1990年実施)<br/>・個人単位主義へ移行<br/>(夫婦者控除創設)</p> <p>1999年(2000年実施)<br/>・65歳未満の夫婦について夫婦者税額控除廃止</p> | <p>1920年<br/>・連邦所得税制度創設<br/>(世帯単位合算非分割主義)</p> <p>1921年<br/>・妻の所得のうち夫と無関係の事業から得られる所得等について独立課税を採用<br/>1934年廃止</p> <p>1941年<br/>・妻の所得のうち夫と無関係の事業から得られる従属的労働所得について独立課税を採用</p> <p>1958年<br/>・二分二乗方式と個人単位方式の選択的採用</p> <p>1964年<br/>・子女の所得の合算を廃止</p> | <p>1914年<br/>・一般所得税創設<br/>(世帯単位合算非分割主義)<br/>ただし家族数に応じた控除あり</p> <p>1945年<br/>・家族除数方式(n分n乗方式)の採用</p> <p>1982年<br/>・家族除数方式の適用による税額の軽減に上限設定</p> <p>1983年<br/>・納税義務を夫の単独責任から夫婦の連帯責任へ変更</p> |

# 世帯構成の状況

昭和61年分



平成12年分



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」により作成

## 男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七八号) (抄)

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(平成十一年六月二十三日 公布・施行)

## 高齢社会対策大綱（抄）

### 第 1 目的及び基本姿勢

#### 2 基本姿勢

高齢社会対策は、法第 2 条に掲げる次のような社会が構築されることを基本理念として行う。

- （１）国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- （２）国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- （３）国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

これらの基本理念を実現するため、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、NPO（非営利活動団体）、家庭、個人等社会を構成するすべての者が相互に協力し合い、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、社会全体が支え合う体制の下、次の基本姿勢に立って、高齢社会対策を推進するものとする。

#### （１）旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

### 第 2 横断的に取り組む課題

#### 2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要なか、必要な場合であっても基準としている年齢が適当かについて、見直しを行うものとする。

また、高齢者に係る人権侵害の問題については、関係機関の連携により積極的な対応を行うものとする。

さらに、加齢による身体機能の低下にかかわりなく、国民が快適に暮らすことを可能にするため、ユニバーサルデザインの普及を促進するものとする。

税制の抜本的見直しについての答申（抄）  
（政府税制調査会）（昭和61年10月）

— 特 定 支 出 控 除 関 係 —

第二 個別税目についての検討

一 個人所得課税

4 給与所得控除

(2) 給与所得控除のあり方

（中略）

以上の諸点を踏まえ、この際、給与所得控除の性格を明らかにする趣旨から、現行の給与所得控除を、以下に述べるように「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」に分け、その適用関係の整理を行うとともに、その上で、「勤務費用の概算控除」について、選択により現実に勤務に要した費用の控除ができるようにし、給与所得者にも申告納税の途を拓くこととしてはどうかと考える。

（中略）

② 実額控除制度の導入

我が国においては、給与所得者の職務上必要な備品等に係る経費や職務に関し必要な旅費等は使用者が負担するのが通例であり、ほとんどの給与所得者にとっては自ら負担する必要経費の額が現行の給与所得控除の額あるいは概算控除の額を上回ることとはほとんどないと考えられること、また、税制の簡素化を図る必要があること等の見地から、実額控除との選択制を導入するのは適当ではないのではないかとする指摘がある。

しかしながら、給与所得者の不満の一因が、勤務に伴う費用の実額控除が認められず、源泉徴収によつて課税関係が終了し、納税義務の確定手続に参画する途がないことにあるとすれば、たとえ実額控除を選択する事例が少ないこととなつても、サラリーマンが確定申告を通じて自らの所得税の課税標準及び税額を確定させることができる途を拓くことは、公平感の維持、納税意識の形成の上でも重要なことと考える。このような見地から、勤務に伴う費用の実額控除と概算控除との選択制を導入することが適当である。

なお、勤務費用の実額控除の選択制を導入する場合には、公平を確保し、適正な執行を図る見地から諸外国の例も参考にしつつ、分かりやすさ、執行の容易さ等をも考慮し、実額控除しうる勤務費用の範囲について、できるだけ具体的かつ明確な基準を設定する必要がある。加えて、実額控除の対象となる支出について、記帳、領収書、事業主の証明等によりその支出の事実が明らかなものとするなど、適正な申告と納税が行われるようにするために制度上配慮することが必要である。また、こうした制度が無理なく定着していくためには、納税者と執行当局の双方が長い年月をかけて地道な努力を積み重ねていくことが肝要であろう。

主要国における給与所得者を対象とした必要経費申告制度の概要（未定稿）

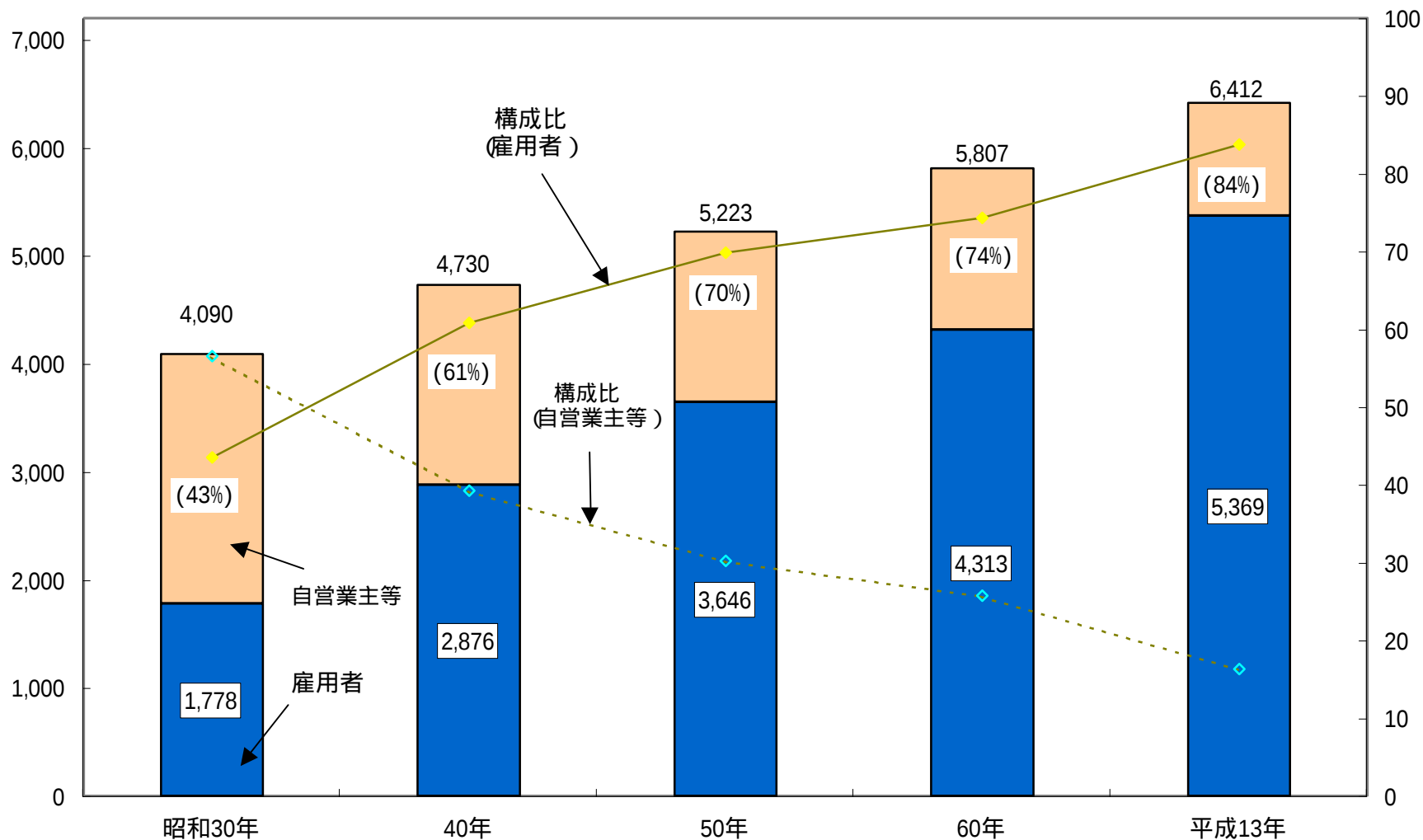
| 項 目                 | ア メ リ カ                                                                           | イ ギ リ ス                                                                                    | ド イ ツ                                                                                                        | フ ラ ン ス                                                                          |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 実額控除の認められる<br>経費の範囲 |                                                                                   |                                                                                            |                                                                                                              |                                                                                  |
| (1) 旅 費             | 自己が負担した職務上の<br>旅費に限る。                                                             | 左に同じ。                                                                                      | 左に同じ。                                                                                                        | 左に同じ。                                                                            |
| (2) 通 勤 費           | 控除を認めない。                                                                          | 左に同じ。                                                                                      | 控除を認める。<br>ただし、自動車等による<br>移動の場合には、一定の限<br>度で控除を認める。なお、<br>公的交通機関を利用する場<br>合は、勤務先から支給を受<br>ける通勤費用手当は、非課<br>税。 | 控除を認める。<br>ただし、40km以遠から通<br>勤している者は、そこに居<br>住することが合理的な事情<br>によることを立証した場合<br>に限る。 |
| (3) 衣 服 費           | 特殊な職業に従事する故<br>に着用を命ぜられ、かつ通<br>常の場所では着用されない<br>衣服の費用に限り控除を認<br>める。<br>例：消防士、警官の制服 | 職業上必要とされる特殊<br>な衣服の費用に限り、控除<br>を認める（この場合一定の<br>控除率が労働組合と当局と<br>の間で協議されて決められ<br>るのが慣例である。）。 | 職場でのみ着用される職<br>業用の衣服の費用に限る。<br>通常の衣服は、職場で着用<br>されるものであっても控除<br>を認めない。<br>例：作業服、ヘルメット                         | 特別な衣服を必要とする<br>職業に限り控除を認める。<br><br>例：芸人の衣装、ウェイタ<br>ーの制服、作業服                      |
| (4) 交 際 費           | 雇用主が負担を要求した<br>ことを証明した場合のみ控<br>除を認める。                                             | 原則として控除を認めな<br>い。                                                                          | 取引觀念上適当であり、<br>かつ、その理由と額が書面<br>により証明されるものは、<br>支出額の80%を限度として<br>控除を認める。                                      | 職務の遂行上必要なもの<br>に限り控除を認める。                                                        |

|                     |                                                            |                                       |                                                                 |                                           |
|---------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| (5) 研 修 費           | 雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため、又は職務上必要な技能の維持向上を目的とする研修費用に限り、控除を認める。 | 控除を認めない。                              | 現在の雇用に関し、職業上の要請に応じるために必要な知識を習得するための費用に限り控除を認める。                 | 職業上の資格を得るための費用、又は学位論文の準備、印刷に要する費用は控除を認める。 |
| (6) 職業上の図書の購入費      | 雇用主の要求がある場合又は職務上必要な定期刊行物の購読費について控除を認める。                    | 原則として、控除を認めない。                        | 専ら職務の遂行上必要な専門書、専門雑誌に限りその購入費の控除を認める。                             | 職業上必要な書籍等の購入費は控除を認める。                     |
| (7) 職業上の団体の会費       | 職業上の団体の会費、労働組合費は控除を認める。                                    | 一定の職業上の団体に限り控除を認める。なお、労働組合費は、控除を認めない。 | 営利を目的としない職業上の団体（学会、労働組合等）の会費は、控除を認める。                           | 労働組合費は控除を認める。                             |
| (8) その他控除の認められる主な経費 | 転勤費用、外勤セールスマンの経費等                                          |                                       | 職業上家族と離れて二重生活をしている者について、帰省費（週1回分だけ）等、二重生活の為のやむをえない支出について控除を認める。 | 職業上利用する自動車の減価償却費、接待費など。                   |

単位 万人

## 就業の雇用化の進展

構成比 :%

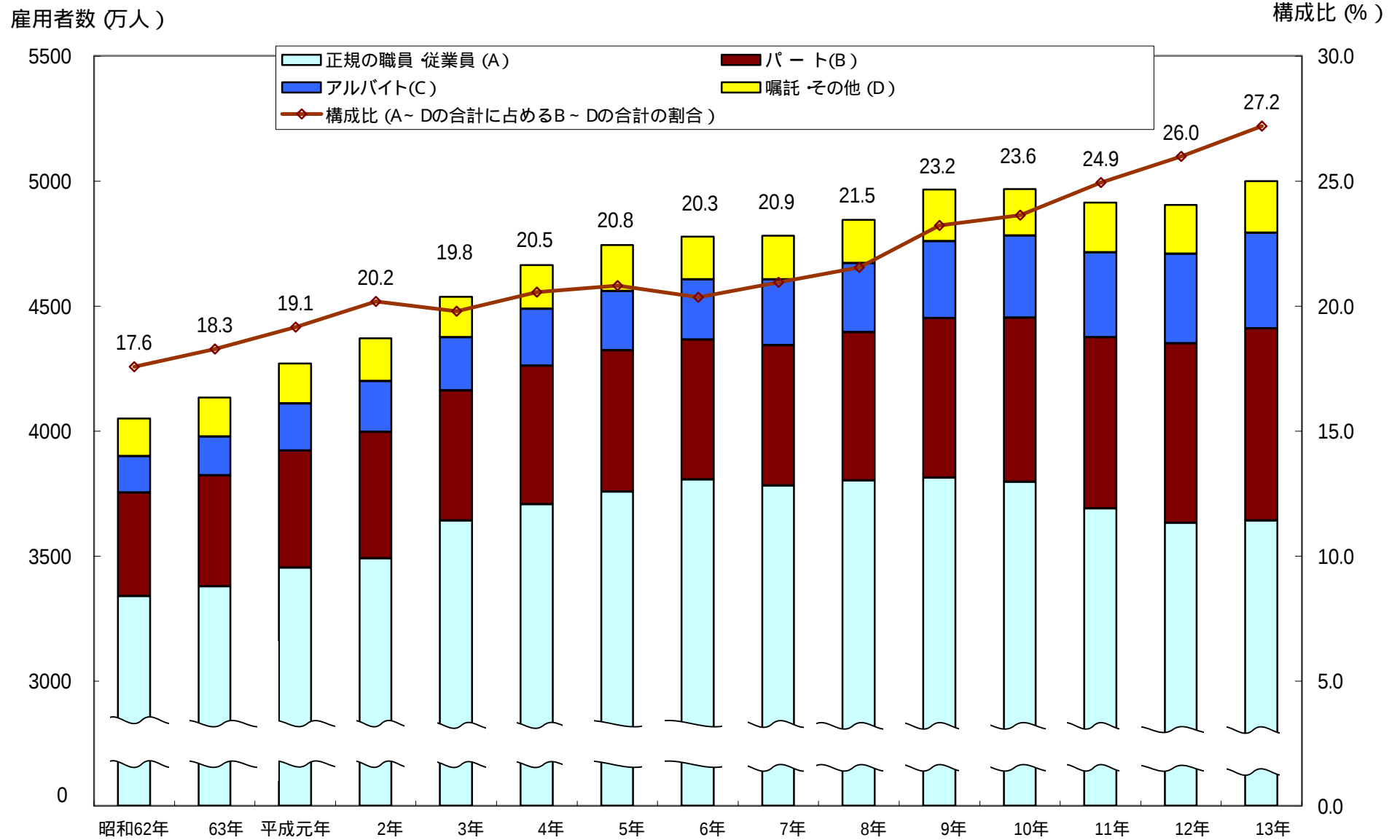


(注) 1 総務省「労働力調査」による。

2 「雇用者」とは、会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員であり、「自営業主等」とは、雇用者以外の就業者(自営業主、家族従業者、不詳分)である。

3 昭和30年、40年には沖縄県の数値が含まれていない。

## 雇用形態別雇用者数 (役員を除く)の推移



(注) 1.総務省「労働力調査特別調査」より作成。  
2.各年とも2月現在の計数。

雑損控除

1 制度の概要

住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合には、次の金額が「雑損控除」として所得控除できる。

( —— 適用下限額)

次のいずれか多い方の金額

$$\begin{aligned} & (\text{災害損失の額} + \text{災害関連支出の金額}) - \underline{\text{年間所得金額} \times 10\%} \\ & \text{災害関連支出の金額} - 5 \text{万円} \end{aligned}$$

(注) 災害関連支出の範囲

- (イ) 損壊等した住宅家財等の取壊し、除去等のための支出
- (ロ) 災害がやんだ日の翌日から1年以内にした次に掲げる支出
  - 災害によって生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
  - 住宅家財等の使用可能な原状回復のための支出
  - 住宅家財用の損壊等を防止するための支出
- (ハ) 災害によって住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに生ずるおそれがあると見込まれる場合における被害の拡大、発生を防止するため緊急に必要な措置のための支出

2 雑損控除の沿革

| 年     | 適用下限額                                                |
|-------|------------------------------------------------------|
| 昭和25年 | (昭和25年創設)<br>年間所得金額×10%                              |
| 56    | 次のいずれか低い方の金額<br>{ 災害関連支出 …… 5万円<br>その他 …… 年間所得金額×10% |

(参考) 災害減免法との関連

住宅家財等について災害によって受けた損失の金額が、住宅家財等の時価の50%以上である場合には、雑損控除との選択により、その年分の所得税額の軽減又は免税を受けることができる。

|   |                        |          |
|---|------------------------|----------|
| { | 年間所得金額が300万円以下である場合    | 全額免除     |
|   | " 300万円を超え450万円以下である場合 | 50%相当額軽減 |
|   | " 450万円を超え600万円以下である場合 | 25%相当額軽減 |

医療費控除

1 制度の概要

納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、次の金額が「医療費控除」として所得控除できる。

( —— 適用下限額 )

支払った

医療費の額

-

次のいずれか低い方の金額

10万円

年間所得金額 × 5 %

=

医療費控除額

最高限度額

200万円

( 注 ) 控除対象とされる医療費の範囲(所令207)

- (イ) 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価
- (ロ) 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価
- (ハ) 病院、診療所、指定介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
- (ニ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術の対価
- (ホ) 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話の対価
- (ヘ) 助産師による分べんの介助の対価

2 医療費控除の沿革

| 区 分                                 | 医 療 費 控 除                              |           |
|-------------------------------------|----------------------------------------|-----------|
|                                     | 適 用 下 限 額                              | 最 高 限 度 額 |
| 昭和25年<br>28<br>40<br>45<br>50<br>63 | ( 昭和25年創設 )                            |           |
|                                     | 年間所得金額 × 10 %                          | 10万円      |
|                                     | 年間所得金額 × 5 %                           | 15万円      |
|                                     | "                                      | 30万円      |
|                                     | 次のいずれか低い方の金額<br>{ 10万円<br>年間所得金額 × 5 % | 100万円     |
|                                     | 次のいずれか低い方の金額<br>{ 5万円<br>年間所得金額 × 5 %  | 200万円     |
|                                     | 次のいずれか低い方の金額<br>{ 10万円<br>年間所得金額 × 5 % | "         |

主要国における社会保険料の取扱い（未定稿）

|             | 日 本                    | ア メ リ カ     | イ ギ リ ス     | ド イ ツ            | フ ラ ン ス     |
|-------------|------------------------|-------------|-------------|------------------|-------------|
| 1. 年金保険料    |                        |             |             | (注3)             |             |
| (1) 事業主負担分  | 全額損金算入 (注1)            | 全額損金算入 (注1) | 全額損金算入 (注1) | 全額損金算入 (注1)      | 全額損金算入 (注1) |
| (2) 被用者負担分  | 全額を所得から控除<br>(社会保険料控除) | 所得控除なし。     | 所得控除なし。     | 保険料控除<br>(限度額あり) | 全額を所得から控除   |
| (3) 自営業者負担分 | 全額を所得から控除<br>(社会保険料控除) | 1 / 2 を所得控除 | 所得控除なし。     | 保険料控除<br>(限度額あり) | 全額を所得から控除   |
| 2. 医療保険料    |                        |             |             | (注3)             |             |
| (1) 医療保険制度  | 社会保険方式                 | ————— (注2)  | 保険サービス方式    | 社会保険方式           | 社会保険方式      |
| (2) 事業主負担分  | 全額損金算入 (注1)            | 全額損金算入 (注1) | 全額損金算入 (注1) | 全額損金算入 (注1)      | 全額損金算入 (注1) |
| (3) 被用者負担分  | 全額を所得から控除<br>(社会保険料控除) | 所得控除なし      | 所得控除なし      | 保険料控除<br>(限度額あり) | 全額を所得から控除   |
| (4) 自営業者負担分 | 全額を所得から控除<br>(社会保険料控除) | 所得控除なし      | 所得控除なし      | 保険料控除<br>(限度額あり) | 全額を所得から控除   |

- (注) 1. いずれの国においても、掛金の事業主負担分については、被用者に対する追加的給付とみなされない。  
 2. 米国においては、全国民を対象とした公的医療保険制度はなく、65歳以上の者等を対象としたメディケア、低所得者等を対象としたメディケイドのみである。本表においては、メディケイドの扱いを記載した。  
 3. ドイツにおいては、社会保険料及び個人年金掛金をあわせ、概算または実額による一定の保険料控除が認められる。

## 小規模企業共済等掛金控除

### 制度の概要

次に掲げる掛金を支払った場合には、その支払った金額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除できる。

#### 支払った次の掛金の全額

- ① 小規模企業共済法に基づく共済契約の掛金
- ② 確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金
- ③ 心身障害者扶養共済制度に基づく共済契約の掛金

### （参考１）小規模企業共済法に基づく共済契約の概要

#### １．加入資格

- (1) 常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業の場合5人以下）の個人事業者
- (2) 常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業の場合には5人以下）の会社の役員
- (3) 特別の法律によって設立された中小企業団体（企業組合、協業組合等に限る。）の一定の役員

#### ２．掛金限度額

掛金の最高限度額は、月額7万円（年額84万円）

#### ３．共済事由

- (1) 事業の廃止（個人事業主の死亡等を含む。）
- (2) 会社役員の疾病又は死亡による退職（任意退職を除く。）
- (3) 老齢給付（65歳以上で掛金払込期間が15年以上の場合に限る。）

### ４．共済金等の課税の扱い

共済金及び中途解約による解約手当金のうち年齢65歳以上又は掛金払込期間が15年以上の者が受ける解約手当金は退職所得課税（その他の解約手当金は一時所得課税）、但し分割共済金については、公的年金等に係る雑所得課税

### （参考２）確定拠出年金法に基づく個人型年金の概要

#### １．加入資格

- (1) 自営業者等（国民年金の第一号被保険者）
- (2) 企業の従業員（企業型年金加入者、厚生年金基金の加入者等を除く。）

#### ２．拠出限度額

上記１．(1)の者 年81万6千円（月6万8千円）

上記１．(2)の者 年18万円（月1万5千円）

#### ３．給付金の課税の扱い

老齢給付金（年金は公的年金等控除適用、一時金は退職所得課税適用）、障害給付金は非課税、死亡一時金はみなし相続財産

### （参考３）心身障害者扶養共済制度の概要

地方公共団体の条例において精神又は身体に障害のある者に扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、当該地方公共団体が心身障害者の扶養のため給付金を定期的に支給することを定めている制度である。

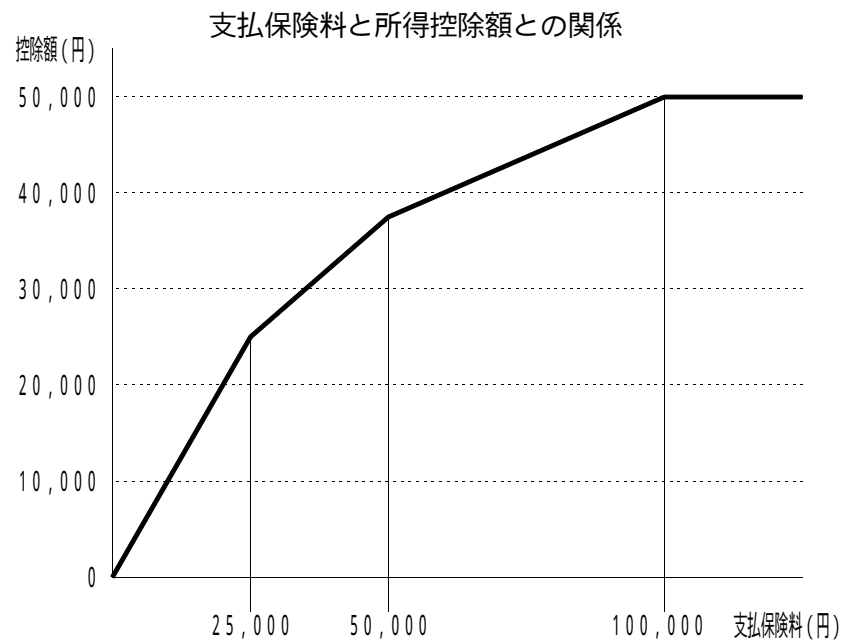
なお、心身障害者が受ける給付金（脱退一時金を除く。）は、所得税が非課税とされる。

生命保険料控除

1. 制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高50,000円が「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高50,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。



2. 控除対象とされる生命保険料に係る契約の範囲

(1) 生命保険契約等 次に掲げる契約のうち、その契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料の払込者又はその親族とするもの

- ①生命保険会社等の締結した生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの(期間5年未満のもの等を除く)
- ②簡易生命保険契約、農業協同組合の締結した生命共済契約等
- ③生命保険会社等又は損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、病院等に入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金が支払われるもの

(2) 個人年金保険契約等 上記①及び②の契約(年金を給付する定めのあるものに限る)のうち、(a)年金の受取人は保険料の払込者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること、(b)保険料の払込みが年金支払前に10年以上定期で行うものであること、(c)年金の支払は、受取人が60歳になった日以後であって、10年以上又は終身で行うものであること、という要件の定めのあるもの

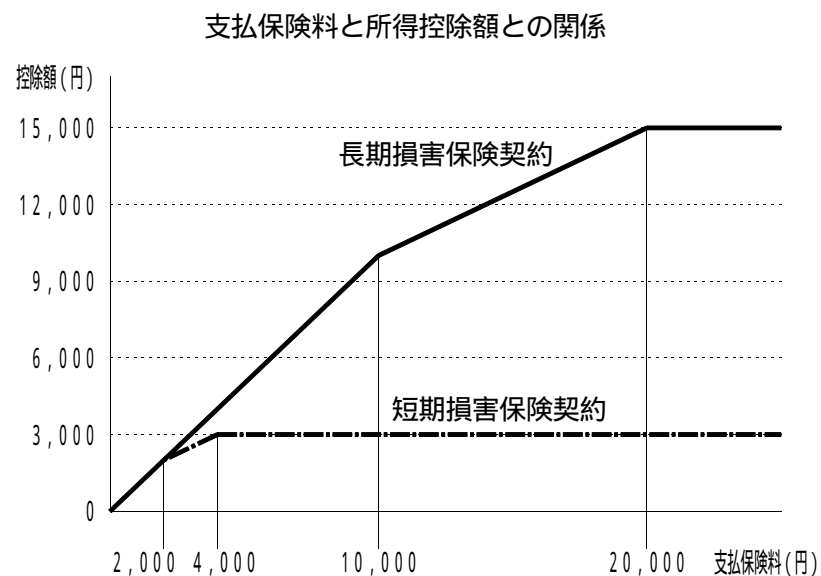
3. 生命保険料控除の沿革

| 区 分   | 生命保険料控除<br>(大正12年創設) |                           | 個人年金保険料控除<br>(昭和59年別枠控除創設) |            |
|-------|----------------------|---------------------------|----------------------------|------------|
| 大正12年 | 所得控除                 | 最高 200円                   |                            |            |
| 昭和15年 | 税額控除                 | 最高 12円(支払保険料(最高200円)の6%)  |                            |            |
| 17年   | 税額控除                 | 最高 24円(支払保険料(最高240円)の10%) |                            |            |
| 22年   | 廃止                   |                           |                            |            |
| 26年   | 所得控除                 | 最高 2,000円                 |                            |            |
| 49年   | 〃                    | 最高 50,000円                |                            |            |
| 59年   | 〃                    | 〃                         |                            |            |
| 平成2年  | 〃                    | 〃                         | 所得控除                       | 最高 5,000円  |
|       |                      |                           | 〃                          | 最高 50,000円 |

## 損害保険料控除

### 1. 制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高15,000円、短期契約は最高3,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。



(注) 長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

### 2. 控除対象とされる損害保険料の範囲

納税者若しくは納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋（常時その居住の用に供するもの）などを保険等の目的とする損害保険契約等、これらの者の身体の傷害に基因して保険金等が支払われる損害保険契約等又はこれらの者の身体の傷害又は疾病により病院等入院して医療費を支払ったことなどに基因して共済金が支払われる損害保険契約等で次に掲げる損害保険契約等に係る保険料又は掛金

- (イ) 損害保険会社等の締結した損害保険契約のうち一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補するもの
- (ロ) 農業協同組合又は消費生活協同組合連合会等の締結した建物更生共済若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約
- (ハ) 損害保険会社等又は生命保険会社等の締結した身体の傷害に基因して保険金が支払われる保険契約

### 3. 損害保険料控除の沿革（創設 昭和39年）

| 区 分   | 控 除 限 度 額 |          |
|-------|-----------|----------|
|       | 短 期       | 長 期      |
| 昭和39年 | 2,000 円   | 10,000 円 |
| 49年   | 3,000 円   | 15,000 円 |

## 寄付金控除

### 制度の概要

特定寄付金を支出した場合には、次の金額が所得控除できる。

- ① 国又は地方公共団体に対する寄付金
- ② 指定寄付金（注１）
- ③ 特定公益増進法人に対する寄付金（注２）
- ④ 認定特定非営利活動法人に対する寄付金（注３）
- ⑤ 政治活動に関する寄付金（特定の政治献金）（注４，５）

$$\text{寄付金} = \left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄付金の} \\ \text{合計額（その額が総所得の25\%相} \\ \text{当額を超える場合には、総所得の} \\ \text{25\%相当額が限度）} \end{array} \right] - 1 \text{万円}$$

#### （注１）指定寄付金

公益法人等に対する寄付金のうち、次に掲げる要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの

- 広く一般に募集されること
- 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること

#### （注２）特定公益増進法人に対する寄付金

- ① 公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対するその法人の主たる目的である業務に関連する寄付金
- ② 特定の目的を有する認定特定公益信託に信託財産として支出される金銭

#### （注３）認定特定非営利活動法人に対する寄付金

特定非営利活動法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定特定非営利活動法人）に対する寄付金（特定非営利活動に係る事業に関連するもの）

#### （注４）政治活動に関する寄付金（特定の政治献金）

- ① 次の政治団体に対する寄付であって、政治資金規正法により報告されたもの
  - (1) 政党（注５）
  - (2) 政治資金団体（注５）
  - (3) その他の政治団体
    - ・ 国会議員が主宰又はその主な構成員が国会議員である政治団体
    - ・ 国会議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は政令指定都市の議会の議員若しくは市長の後援団体等
- ② 公職の候補者に対し、その公職に係る選挙運動に関してなされる寄付であって、公職選挙法により報告されたもの

（注５）政党又は政治資金団体に対する献金については、寄付金控除に代えて、次の税額控除を選択することができる。

$$\text{政党等} = \left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した政党等} \\ \text{寄付金の合計額} \\ \text{特別控} \\ \text{除額} \end{array} \right] - 1 \text{万円} \times 30\%$$

（税額控除：所得税額の25%相当額を限度）

## 主 要 国 に お け る 寄 付 金 の 取 扱 い

|      | 寄 付 金 の 種 類                                   | 所 得 税 の 控 除 限 度 額 の 計 算                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本   | 国又は地方公共団体に対する寄付金                              | 次の額を限度として所得から控除する<br>{ その年中に支出した寄付金の<br>合計額<br>(所得の25%相当額が限度) } - 1万円                                                   |
|      | 指定寄付金                                         |                                                                                                                         |
|      | 特定公益増進法人に対する寄付金                               |                                                                                                                         |
|      | 認定NPO法人に対する寄付金                                |                                                                                                                         |
| アメリカ | 特に公益性の強い団体に対する寄付金（連邦・州・地方政府等に対する公共の目的の寄付金を含む） | 調整総所得の50%を限度として所得控除<br>(注)調整総所得とは一定の経費を控除後の所得                                                                           |
|      | その他の一定の公益団体に対する寄付金                            | 調整総所得の30%を限度として所得控除<br>{ ただし、特に公益性の強い団体に対する<br>寄付金の控除と合計して調整総所得の<br>50%を限度 }                                            |
| イギリス | 慈善団体に対する寄付金                                   | 寄贈者は寄付金全額を所得控除できる                                                                                                       |
| ドイツ  | 慈善、教会、宗教、学術目的及び特に奨励に値すると認められる公益目的の寄付金         | 以下のいずれか大きい金額を限度として所得控除<br>年間の総売上高と賃金の合計額の0.2%<br>所得の5%（慈善、学術目的及び特に奨励に値すると認められる文化目的の寄付金については10%）                         |
| フランス | 特に公益性の強い団体に対する寄付金（宗教団体、慈善団体等）                 | 寄付金額（課税所得の10%以下）の50%の<br>税額控除<br>（注）課税所得とは所得控除後の所得<br>{ ただし、特に社会的弱者の救済を目的<br>とする公益団体については、寄付金額<br>（400ユーロ以下）の60%の税額控除 } |
|      | その他の一定の公益団体に対する寄付金                            |                                                                                                                         |

## 所 得 の 分 類

| 所得の分類   | 対 象                                                                   | 計 算 方 法                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利 子 所 得 | 公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配                          | 収入金額 = 所得金額                                                                                                                                                                                                                                      |
| 配 当 所 得 | 法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定目的信託の収益の分配 | 収入金額 - $\left[ \begin{array}{l} \text{株式などを取得} \\ \text{するための借入} \\ \text{金の利子} \end{array} \right]$                                                                                                                                             |
| 不動産所得   | 不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得                                      | 収入金額 - 必要経費                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事 業 所 得 | 農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得                                  | 収入金額 - 必要経費                                                                                                                                                                                                                                      |
| 給 与 所 得 | 俸給、給料、賃金、歳費、賞与など                                                      | 収入金額 - 給与所得控除額                                                                                                                                                                                                                                   |
| 退 職 所 得 | 退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など                                          | $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$                                                                                                                                                                                              |
| 山 林 所 得 | 所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得                                                | 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額（50万円）                                                                                                                                                                                                                        |
| 譲 渡 所 得 | 資産の譲渡（建物等の所有を目的とする地上権の設定等を含む。）による所得                                   | $\left[ \begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{売却した資} \\ \text{産の取得費} \\ \cdot \text{譲渡費用} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ (50\text{万円}) \end{array} \right]$ |
| 一 時 所 得 | 営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの          | $\left[ \begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{収入を得る} \\ \text{ために支出} \\ \text{した費用} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ (50\text{万円}) \end{array} \right]$       |
| 雑 所 得   | 国民年金、厚生年金などの公的年金等<br>上記の所得のいずれにも当てはまらないもの                             | $(\text{公的年金等}) \text{収入金額} - \text{公的年金等控除額}$<br>$(\text{公的年金等以外}) \text{収入金額} - \text{必要経費}$                                                                                                                                                   |

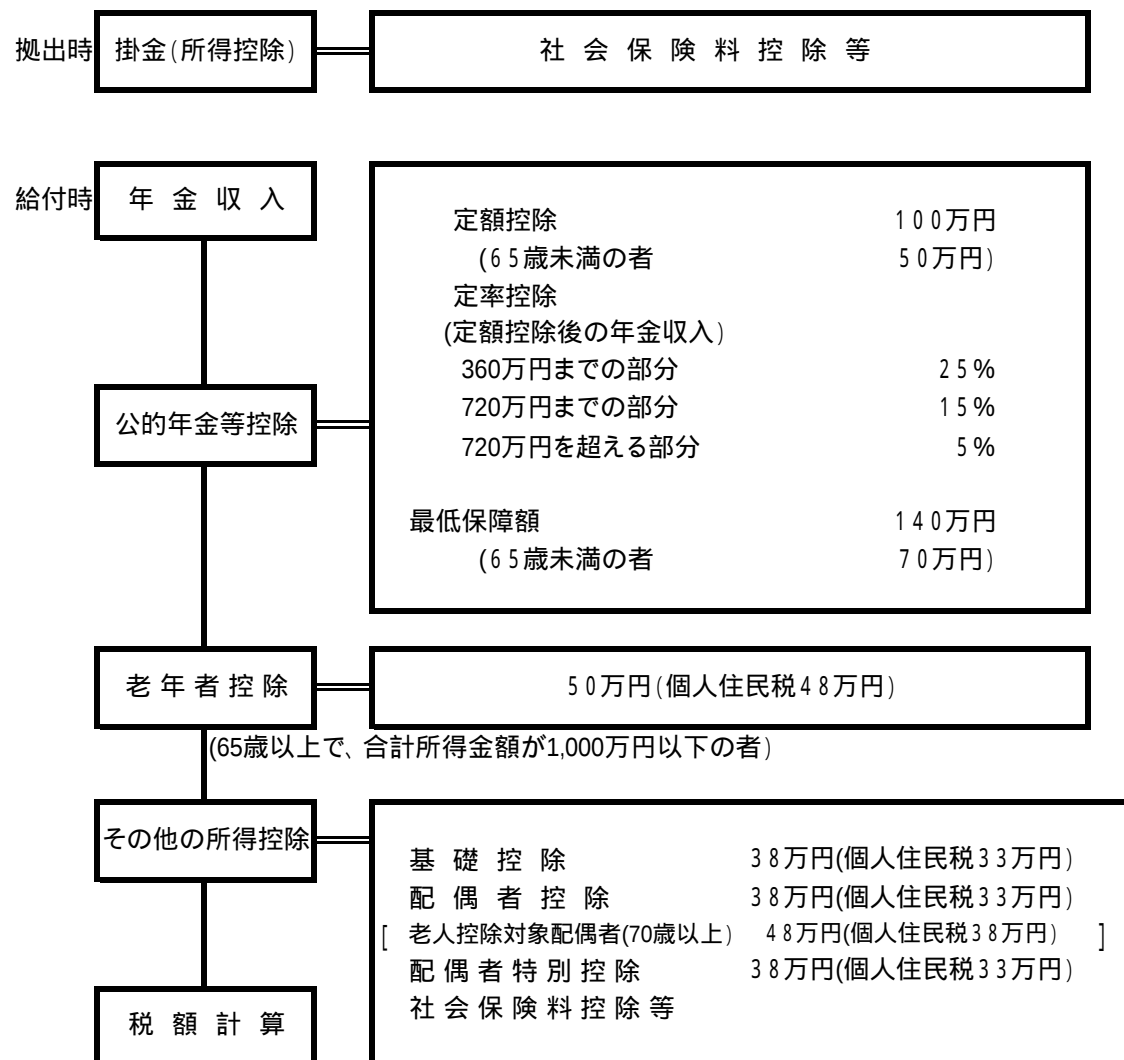
その所得の金額の計算上生じた損失の金額を、他の所得の金額から控除することができる所得は、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得である。

各国における退職金課税（未定稿）

| アメリカ                                                                                                                         | イギリス                              | ドイツ                                                                                          | フランス                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| <p>なし</p> <p>(注) 10分10乗課税等が認められていたが、1986年の税制改正により原則として廃止されている。ただし、経過措置として、1985年12月31日以前に50歳に達していた者には10分10乗課税の適用が認められている。</p> | <p>30,000ポンド（522万円）の控除が認められる。</p> | <p>5分5乗方式</p> <p>退職金の5分の1に他の所得を合算し、算出した所得税額から、他の所得のみで算出した所得税額を引いた額の5倍を退職金に係る所得税額として課税する。</p> | <p>3,050ユーロ（33万円）の控除が認められる。</p> |

邦貨換算率は、1ポンド＝174円、1ユーロ＝108円。

## 公的年金等に係る課税の仕組み



### (参考) 所得税の課税最低限の比較

|                    | 独 身     | 夫 婦     |         |
|--------------------|---------|---------|---------|
|                    |         | 老人配偶者なし | 老人配偶者あり |
| 公的年金受給者<br>(65歳以上) | 2,363千円 | 3,399千円 | 3,543千円 |
| 公的年金受給者<br>(65歳未満) | 1,125千円 | 2,183千円 | 2,326千円 |
| 給与所得者              | 1,144千円 | 2,200千円 |         |